

●シンポジウム「カント永遠平和論の諸問題」

## カント永遠平和論の諸問題

——カントの平和論は時代遅れか？

宇佐美公生

最近の世界の話題は、サブ・プライムローンの破綻をきっかけとした金融危機と世界同時不況である。しかし他方では、イラク、アフガニスタンをはじめとして、いまだに平和とはいえない地域が数多く存在し、二〇〇八年末再開されたパレステイナ・ガザ地区の紛争も多くの犠牲者を出して停戦したが、和解にはほど遠い緊張状態が続いている。イデオロギーの違いを背景にした大国間の戦争の可能性は遠のいたとはいえ、民族間の対立や、経済格差や資源の獲得に起因する争いの火種は、世界の至る所に伏在している。カントの『永遠平和論』(一七九五)<sup>①</sup>が出版されてから二百年余たつが、世界平和への道はいまだに遠く、他方で環境破壊は着々と進行し、もしかしたらわれわれを待ち受けているのは「永遠の墓場」だけなのではないか、という想いすら頭をかすめる。カントの『永遠平和論』は、国際協調もままならず、戦争の火種をくすぶらせている世界を平和へと導くために、今日なお何らかの意義を有しているのだろうか。

たしかにカントの『永遠平和論』は、これまでも世界の各地で紛争が起こるたびに、それに呼応するようにして学会等で繰り返し取り上げられてきた。とりわけ冷戦後の湾岸戦争やコソボ紛争における人道的介入が問題となったときや、二一世紀に入って九・一一事件以降の一連のテロとの戦いを旗印とするアフガニスタン、イラクへの侵攻の可否をめぐる議

論の中で、カントの『永遠平和論』は論議のいずれかの立場を支える論拠もしくは批判の対象として持ち出されてきた。

たとえば、非民主的で権威主義的な国家が少なくとも戦争の一方の当事者になることはあっても、民主的で立憲的な国家同士が争いをするのではない。つまり「各国家における市民的体制は、共和的でなければならぬ」という「永遠平和のための第一確定条項」は平和を実現する条件として有効である。マイケル・ドイルはカントに依りつつ、「民主主義国同士は互いに戦争をしない」とする「民主的平和論 (Democratic peace)」を歴史的・統計的研究をもとに展開している。<sup>30</sup>

反対に、パワーゲームが支配する現実の政治力学において、カントの平和論は非現実的な理想論の代表として批判的に扱われることもある。例えば「ヨーロッパは・・・力の世界を越えて、法律と規則、国際交渉と国際協力という独自の世界へと移行している。歴史の終わりの後に訪れる平和と繁栄の楽園、十八世紀の哲学者、イマヌエル・カントが『永遠の平和のために』に描いた理想の実現に向かっているのだ」と言われるが、現実にはそうした「楽園」を背後で支えているのは、安全を保障し自由な秩序を守っているアメリカの「力」である、とロバート・ケーガンは主張した。<sup>31</sup>つまりケーガンから見れば、カントの理想は結局のところ無力であり、仮に可能になっているような印象を与えても、それを背後で支える「力の論理」に依存したものである、というわけである。

カントの『永遠平和論』では、まず「永遠平和」なるものを実現するための前提条件として六つの「予備条項」、すなわち「戦争原因の排除」「国家を物件とすることの禁止」「常備軍の撤廃」「軍事国債の禁止」「内政干渉の禁止」「卑劣な敵対行為の禁止」があげられている。次いでそれらの条件を実現するための戦略（法的体制整備）として三つの確定条項、すなわち「どの国の市民的な体制も共和的であること」「国際法は自由な国家の連合に基づくべきこと」「世界市民法は普遍的な歓待の条件に制限されるべきこと」が提示される。さらにその実現を保証する「自然の意図」と「秘密条項」が補

足的な追加条項として説明されている。

しかしこうした項目のそれぞれについては、現在の状況に適用しようとしても非現実的な部分や課題となる部分がある、という指摘は数多くなされてきた。その課題にはたとえば次のようなものが挙げられる。

1、カントは「第三予備条項」で常備軍の廃止は提案している一方で、「国家市民が自発的に一定期間にわたって武器使用を練習し、自分や祖国を外からの攻撃に対して防備することは、これとはまったく別の事柄である」(VIII, 345)として「市民」による軍事訓練を認めている。ハーバマスは、ここでの「常備軍」を王家による官治国家の傭兵隊の意味に、他方「市民」を民主的国民国家における市民兵と捉えて、「カントは当時の傭兵隊 (mercenary armies) の内に誤って『単なる機械として……他のものの意のままに人間を利用する』ための手段を見て取り、民兵 (citizen militia) の創設を求めていた」と解釈している。その上で、一七九五年当時のカントには「予測不可能なことだったが」、むしろ「ナシヨナリスティックに熱狂させられた兵役義務者の集団動員が、破壊的で、イデオロギー的に制限が取り払われた、解放戦争の時代の幕開け」になったことを指摘している。<sup>5)</sup>

2、カントはロックとは違い、『人倫の形而上学』法論において革命権(抵抗権)を否定しているが、グローバル化を平和の可能条件として認めるのであれば、「人権が個人としての世界市民の権利において、法的地位を取得しなければならぬ」とりわけ、在住する国民国家を越えそれに抵抗する権利が重要である<sup>6)</sup>。その点で、カントの国内法や国際法に対する世界市民法の内容と位置づけは不十分である。

3、カントは「第三確定条項 世界市民法」で植民地主義的商業を批判する一方で、「第一補説、永遠平和の保証」において、自然による平和の保証の一側面として利己心に基づく商業の発達をあげている。<sup>7)</sup> すなわち塩と鉄の発見から遠方に住む民族との交際が始まり、平和的な交易と戦争を繰り返しながら、最終的には「戦争とは両立できない」商業が世界規

模で広がることで、無益な戦争を抑止する効果を發揮する、としている。しかし資源の限られた中での自由貿易のグローバル化が、現代では富の偏在・不平等を招き、テロや武力的対立の火種、さらには環境破壊や麻薬や兵器の売買・拡散を準備することになっている。<sup>(10)</sup> とりわけ利己心の肥大化を促す金融の自由化が、その破綻により世界的な恐慌を引き起こしたことは記憶に新しい。

4、カントが「世界共和国」の構想の消極的代替え物として提起した、独立した共和国のゆるやかな「平和連合」は、現代の国際連合に見られるように、世界平和の回復のために十分な力を發揮できず、常任理事国など国家の利害の対立の場となっている。カントの平和の理念を実現するには、単なる「自主的で非強制的な国家連合」や「訪問権」にとどまることなく国際法と世界市民法に厳格な権限と広範な拘束力を与えるべきである。<sup>(11)</sup> さらに環境問題や核戦争の脅威を取り除こうとするなら、行政・司法の権能を備えた「世界共和国」をこそ構想すべきである。<sup>(12)</sup>

5、カントは「第五予備条項」において「いかなる国家も、他の国家の体制や統治に暴力を以て干渉してはならない」(VIII, 346)としているが、現実にはジェノサイドの危機や人権弾圧に対して国際機関が人道的介入を行う必要がある。<sup>(13)</sup> それゆえこの条項も修正されるべきである。

6、第一確定条項に「各国家における市民体制は、共和的であるべきである」とあり、「この体制が、永遠平和へと導くことができる唯一の体制である」旨をカントは強調している。確かにドイルが示したように、民主的共和国相互に戦争を行うことは稀であったにしても、しかし共和国が戦争を忌避するのは「国民が割に合わないばくちを始めるのに慎重になる」からだという「自然のメカニズム」に依拠した信頼は、稀に「割に合うばくち」や悪を糺す「正義の戦い」と国民が判断したときに破られる可能性を孕んでもいる。それを抑止するのは、国家の上位に立つ国際的な法の支配の確立ではないか。

一七九五年段階でカントが念頭に置いていなかったであろうことが、その後の歴史の展開において続々と出現したことは、たしかにカントの『永遠平和論』の諸規定を今日の世界に対して実効性のないものにしてしまうとみなすこともできよう。例えば、経済のグローバル化と多国籍企業の出現、もの・人・情報ネットワークのグローバル化、脱国家的市民社会の権力の増大、国家を越えた民族意識の高揚、殲滅戦争や追放戦争、ゲリラ戦や爆弾テロ、原爆など大量破壊兵器や電子的に制御された兵器の出現などなど。

それゆえ現在『永遠平和論』の意義を少しでも認めようとする人たちの間では、こうした状況の変化にあわせて、現実的な平和論を構築するために、カントの理論にどのような改善や補足を加えるのがよいか様々な立場から議論されている。『永遠平和論』出版二〇〇年（と第二次大戦終結五十年、国連憲章制定五〇周年）を記念して一九九五年にフランクフルトで開催された会議の記録の英語版である *Perpetual Peace: Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal, 1997* で、<sup>1</sup> 編者は収録された論文を、(一)「グローバル化の変化に応じた平和の実践的可能性を実現するメカニズムを、カントの目的論とは違った形で提示する」テーマ群、(二)「世界秩序の条件としてカントが主張する国家体制を越える世界組織ないし構造の法秩序の必要性を論ずる」テーマ群、(三)「世界市民主義と多文化主義との関係の中で人権の政治的役割を検討する」テーマ群に分けて紹介しているが、<sup>2</sup> そのいずれもが、カントの『永遠平和論』をいかに現実の状況に応じて「改訂するか」という姿勢で買われている。

しかし、カントの『永遠平和論』を読み解くことには、別の意味もあると思われる。つまり当時の状況を十分に理解した上で、その文脈に即してカントの著作を読み解くことにより、それぞれの（現代から見れば楽観的で実効性がないように見える）課題となるテキストの本来の意味を理解することである。そしてそうしたテキスト内在的な理解を通して、一

見カントの理論を実効性のないものにして見せる現代の政治状況を構成している諸要素を照射し、むしろそこに覆い隠されている病巣を暴き出すことも一つのアプローチの仕方であろう。

今回のシンポジウムで二人の提題者は、上記のようなカント平和論のプログラム見直しの動向を捉えながらも、丹念なテキストの読解を手がかりにして、そうしたアプローチの可能性を提示してくれた。石川氏は、カントの「民兵」論を歴史的文脈の中で解釈することにより現代日本の欺瞞的平和状況に対する批判的解釈のための視点を提示し、小松氏は、道徳論的読み込みを排し、共和制と国家連合の問題を徹底して法論的議論として読み解くことの重要性、言い替えれば「悪人でさえ従いうる平和論」の地平でカントを読解することの意義を明らかにした。

カントの平和論が古いのではない。カントの理論が適用不可能になるまで、近代の政治と経済は、その障碍となる危険で欺瞞的な堆積物を積み重ねてしまっているだけではないか。

今回のシンポジウムでは、二人の提題を受けて、平和をめぐる現代的課題への『永遠平和論』の寄与可能性だけではなく、『永遠平和論』の各条項の解釈、さらにはカントの概念使用の哲学的意味など、非常に多様な論点をめぐって活発な意見交換が行われた。二〇〇八年がメモリアルな年でなかったにもかかわらず、豊かな論議を重ねることができたのは、カントの『永遠平和論』が少なくとも哲学的には今日なお十分な意義を有することの証であり、且つ当日、議論に参加していただいた東北哲学会会員諸氏の平和論に対する熱意の表れであると感謝し、司会者として御礼を申し上げる次第である。

- (1) *Zum ewigen Frieden*, in *Kant's gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Bd. VIII, 1912/23. 以下、本文中および注に於けるカントの著作の引用・参照はアカデミー版全集の巻数をローマ数字、ページ数をアラビア数字で示す。
- (2) Michael Doyle, Kant, Liberal Legacies, and Foreign Affairs in *Philosophy and Public Affairs* 12, no.3-no.4, 1983. の論文の主張は、J・ローレンスの *The Law of People, 1992* などと肯定的に受けとめられ紹介されている。cf. J. Rawls, *The Law of People with "The Idea of Public Reason Revisited"*, Harvard U.P., 1999, p.51 (邦訳『万民の法』岩波書店、七二頁以下および注六五)。なお、『万民の法』はらびばカントの『永遠平和論』における世界市民法の現代版であることが、その序文に記されている。
- (3) Robert Kegan, *Of Paradise and Power: America and Europe in the New World Order*, Vintage books 2004, p.3 (邦訳『ネオコンの論理』光文社、二〇〇三年、七頁)
- (4) 「じつところ、ヨーロッパの新しい秩序でカントの難問を解決しているのはアメリカである。カントは、道義性が通用しないホッブスの世界の恐怖を解決する方法は世界政府の設立しかないと論じた。その一方で、世界政府によって可能になる『永遠平和の状態』が、ホッブスのな国際秩序より人間の自由を抑圧するものになりうることを恐れていた。・・・人間の自由を破壊することなく永遠平和を実現するにはどうすればいいのか。これはカントが解決できなかった難問である。だが、ヨーロッパ世界では、この難問がアメリカによって解決されている。アメリカが域外から安全保障を提供しているので、EUには安全保障を提供する必要がない」*ibid.*, pp.57-58. (邦訳、七八―七九頁)。
- (5) J. Harbermas, Kant's Idea of Perpetual Peace, with the Benefit of Two Hundred Year's Hindsight, in J. Bohman & M. Lutz-Bachmann eds. *Perpetual Peace: Essays on Kant's Cosmopolitan Ideal*, The MIT Press, 1997, p.120(邦訳『カントと永遠平和』未来社、二〇〇六、一一七頁)。この解釈が、カントの意図を正確に理解したものであるかどうかは、後の石川報告を参照していただきたい。
- (6) 「国家体制の変更は、時として必要であろうが、それはただ主権者(統治権者)自身により、改革を通じてなされるだけであり、決して国民による革命を通してなされるものではあり得ない」(VI, 321-322)。

- (7) J. Bohman & M. Lutz-Bachmann, *ibid.*, p.10. (邦訳十七頁) cf. arbermas, *ibid.*, p.127, pp.128-9. (邦訳二二六頁、二二八—二九頁参照)。この問題については、小松ならびに石川報告を参照。
- (8) Vgl. VIII, 358-359
- (9) Vgl. VIII, 366-368
- (10) 例えば、『商業の精神』が世界規模での利益の調和を生み出すとする、カントとミルのリベラルな希望は、ことごとく潰え去ったのである。(J. Bohman & M. Lutz-Bachmann, *ibid.*, p.3. 邦訳九頁)と言われる。
- (11) cf. J. Bohman & M. Lutz-Bachmann, *ibid.*, p.13, pp.126-129 (邦訳二二—二二頁、百二十四頁—二十八頁参照)
- (12) cf. *ibid.*, p.10, p.69ff. (邦訳十七頁、九十六頁以下参照)。しかし人権を尊重しない独裁国家の打倒を目的とした(道徳的理由による)軍事介入がもたらした悲劇を考えると、世界市民法を「世界において相互に現実的な関係に入りうる地上の一切の諸民族が、たとえいまだ友好的ではないとしても、平和的に交際する協働関係を締結するという理念」の法的な規定とした上で、植民地主義の危険、他国への干渉の危険を睨んで、敢えて「安全に訪問する権利」に制限しているカントの立場は、今こそ真剣に考慮するに値すると思われる。
- (13) cf. *ibid.*, p.129 (邦訳一三〇頁参照)
- (14) cf. *ibid.*, pp.6-7 (邦訳二二—二四頁参照)

(うさみ・こうせい／岩手大学教育学部・教授)